	種目	障害及び程度		耐用年数	基準額
	特殊寝台	①下肢機能障害1・2級 ②体幹機能障害1・2級 ③難病患者等(※1)で寝たきりの状態のものであり、必要と認められるもの【意見書】		8年	154, 000
	特殊マット	①下肢機能障害1級(18歳未満は1・2級)であって、常時介護を要する ②体幹機能障害1級(18歳未満は1・2級)であって、常時介護を要する ③療育手帳の障がいの程度がA1・A2 ④難病患者等(※1)で寝たきりの状態のものであり、必要と認められるもの【意見書】	原則として3歳以上	5年	19, 600
	特殊尿器	①下肢機能障害1級であって、常時介護を要する ②体幹機能障害1級であって、常時介護を要する ②難病患者等(※1)で自力で排尿できないものであり、必要と認められるもの【意見書】	原則として学齢児以上	5年	67, 000
介護・訓練	入浴担架	①下肢機能障害1・2級であって、入浴に当たって、家族等他人の介助を要する ②体幹機能障害1・2級であって、入浴に当たって、家族等他人の介助を要する	原則として3歳以上	5年	82, 400
支援用	体位変換器	①下肢機能障害 1 ・ 2 級であって、下着交換に当たって、家族等他人の介助を要する ②体幹機能障害 1 ・ 2 級であって、下着交換に当たって、家族等他人の介助を要する ③難病患者等(※1)で寝たきりの状態のものであり、必要と認められるもの【意見書】	原則として学齢児以上	5年	15, 000
	移動用リフト	①下肢機能障害 1 · 2級 ②体幹機能障害 1 · 2級 ③難病患者等(※1)で下肢機能又は体幹機能に障がいがあり、必要 と認められるもの【意見書】	原則として3歳以上	4年	159, 000
	訓練いす	①下肢機能障害 1 ・ 2 級の障がい児 ②体幹機能障害 1 ・ 2 級の障がい児	原則として3歳以上	5年	33, 100
	訓練用ベッド	①下肢機能障害 1 · 2級の障がい児 ②体幹機能障害 1 · 2級の障がい児 ③難病患者等(※1)であって、下肢機能又は体幹機能に障がいがあ り、かつ、必要と認められるもの【意見書】	原則として学齢児以上	8年	159, 200

	種目	障害及び程度		耐用年数	基準額
	入浴補助用具	①下肢機能障害があり、入浴に介助を必要とするもの ②体幹機能障害があり、入浴に介助を必要とするもの ③難病患者等(※1)で入浴に介助を要するものであり、必要と認め られるもの【意見書】	原則として3歳以上	8年	90, 000
	便器	①下肢機能障害 1 ・ 2 級 ②体幹機能障害 1 ・ 2 級 ③難病患者等(※ 1)で常時介護を要するものであり、必要と認めら れるもの【意見書】	原則として学齢児以上	8年	9, 850
	頭部保護帽	①平衡機能障害がある ②下肢機能障害がある ③体幹機能障害がある ④療育手帳の障がいの程度がA1・A2であって、癲癇の発作等により頻繁に転倒するもの		3年	<b>※</b> 2
	T字状・棒状のつえ	①平衡機能障害がある ②下肢機能障害がある ③体幹機能障害がある ④難病患者等(※1)で下肢が不自由なものであり、必要と認められるもの【意見書】		4年	3, 000
	移動・移乗支援用具	①平衡機能障害がある ②下肢機能障害がある ③体幹機能障害がある ④難病患者等(※1)で下肢が不自由なものであり、必要と認められるもの【意見書】		8年	60, 000
自立生活支援	特殊便器	①上肢機能障害 1 · 2級 ②療育手帳の障がいの程度が A 1 · A 2 であって、訓練を行っても自ら排便後の処理を行うことが困難なもの ③難病患者等(※1)で上肢機能に障がいがあり、必要と認められる もの【意見書】	原則として学齢児以上	8年	151, 200
開具	火災警報機	①障害等級 1・2級(火災発生の感知及び火災発生時の避難が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。) ②療育手帳の障がいの程度が A 1・A 2(火災発生の感知及び火災発生時の避難が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。) ③火災発生の感知及び火災発生時の避難が困難な難病患者等(※ 1)のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者【意見書】		8年	15, 500
	自動消火器	①障害等級 1・2級(火災発生の感知及び火災発生時の避難が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。) ②療育手帳の障がいの程度が A 1・A 2 の者(火災発生の感知及び火災発生時の避難が困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。) ③火災発生の感知及び火災発生時の避難が困難な難病患者等(※ 1)のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者【意見書】		8年	28, 700
	電磁調理器	①視覚障害1・2級(視覚障害のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。) ②療育手帳の障がいの程度がA1・A2	原則として18歳以上	6年	41, 000
	歩行時間延長信号機用小型 送信機	視覚障害1・2級	原則として学齢児以上	1 0 年	7, 000
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害 1 ・ 2 級(聴覚障害のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。)		1 0 年	87, 400

	種目 I	障害及び程度	1	耐用年数	基準額
	透析液加温器	腎臓機能障害1・3級であって、自己連続携行式腹膜灌流法による透析療法を行うもの	原則として3歳以上	5年	51, 500
	ネブライザー(吸入器)	①呼吸器機能障害 1 ・ 3 級 ②①と同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの【意見書】 ③難病患者等(※ 1)で呼吸器機能に障がいがあり、必要と認められるもの【意見書】	原則として学齢児以上	5年	36, 000
	電気式たん吸引器	①呼吸器機能障害1・3級 ②①と同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの【意見書】 ③難病患者等(※1)で呼吸器機能に障がいがあり、必要と認められるもの【意見書】 ※自動吸引システムは必ず【意見書】が必要	原則として学齢児以上	5年	56,400 (気管切開等により自動吸引システム (24時間持続)の吸認められるものにあっては、120,000)
在宅療養等	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター) 【意見書】	①呼吸器機能障害1・3級であって、人工呼吸器の装着が必要なもの、気管カニューレ等の装着を行っているもの又は酸素吸入を行っているもので、必要と認められるもの②心臓機能障害1・3級であって、人工呼吸器の装着が必要なもの、気管カニューレ等の装着を行っているもの又は酸素吸入を行っているもので、必要と認められるもの ③難病患者等(※1)で人工呼吸器の装着が必要なもの、気管カニューレ等の装着を行っているもの又は酸素吸入を行っているもので、必要と認められるもの		5年	100,000
*支援用具	酸素ボンベ運搬車	身体障害者手帳を所持しており、在宅酸素療法を行うもの		1 0年	17, 000
	視覚障害者用体温計(音声式)	視覚障害1・2級(視覚障害のある者のみの世帯及びこれに準ずる世 帯に属する者に限る。)	原則として学齢児以上	5年	9, 000
	視覚障害者用体重計	視覚障害1・2級(視覚障害のある者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。)	原則として学齢児以上	5年	18, 000
	視覚障害者用血圧計	視覚障害1・2級	原則として18歳以上	5年	12, 000
	カフ圧調整器【意見書】	①身体障害者手帳を所持しており、気管カニューレを装着しているもので、当該用具の装用効果があり、必要と認められるもの【意見書】 ②難病患者等(※1)で気管カニューレを装着しており、当該用具の 装用効果があり、必要と認められるもの【意見書】		5年	98, 000

	種目	障害及び程度	T	耐用年数	基準額
	携帯用会話補助装置	①音声機能障害又は言語機能障害がある ③肢体不自由で機能障害があり、発声又は発語に著しい障がいがある もの	原則として学齢児以上	5年	98, 800
	情報・通信支援用具	①視覚障害1・2級であって、周辺機器又は支援ソフトを使用しなければパソコンの利用が困難なもの ②上肢機能障害1・2級であって、周辺機器又は支援ソフトを使用しなければパソコンの利用が困難なもの	原則として学齢児以上	5年	100, 000
	点字ディスプレイ	①視覚障害1・2級 ②視覚障害と聴覚障害の重複障がいがあり、視覚障害と聴覚障害で認 定された障害等級が1・2級のもの		6年	383, 500
	点字器	視覚障害がある		5年	10, 400
	点字タイプライター	視覚障害1・2級(原則として、就労し、若しくは就学しており、又は就労が見込まれる者に限る。)		5年	63, 100
	視覚障害者用ポータブルレ コーダー	視覚障害1・2級	原則として学齢児以上	6年	85, 000
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	視覚障害1・2級	原則として学齢児以上	6年	99, 800
<b>*</b> =	視覚障害者用読書器	視覚障害があり、当該装置により文字等を読むことが可能となるもの	原則として学齢児以上	8年	198, 000
情報意思	視覚障害者用時計	視覚障害1・2級	原則として学齢児以上	1 0 年	13, 300
疎通	視覚障害者用地デジ対応ラ ジオ	視覚障害1・2級	原則として学齢児以上	6年	29, 000
支援用具	聴覚障害者用通信装置	①聴覚障害があり、当該装置によりコミュニケーション又は緊急連絡 等が可能となるもの ②発声又は発語に係る著しい障がいがあり、当該装置によりコミュニ ケーション又は緊急連絡等が可能となるもの	原則として学齢児以上	5年	71, 000
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害があり、当該装置によりテレビの視聴が可能となるもの		6年	88, 900
	人工喉頭	音声機能障害又は言語機能障害があり、喉頭摘出をしているもの		5年	71, 000
	視覚障害者用ワードプロ セッサー(共同利用)	視覚障害がある	原則として学齢児以上		1, 030, 000
	点字図書	視覚障害がある			
	人工内耳用体外機(スピー チプロセッサ)	聴覚障害があり、現に装用している体外機(スピーチプロセッサ)が 装用後5年間を経過しているもの(医療保険、動産保険等の他制度で 助成を受けることのできる者を除く。)		5年	1, 000, 000
	人工内耳用電池	聴覚障害があり、人工内耳を装用しているもの		1月	2, 000
	人工鼻(埋込型用人工鼻)	音声機能障害又は言語機能障害があり、喉頭摘出をしているもの(常時埋込型用人工鼻を使用する者に限り、医療保険等の他制度で助成を受けることのできる者を除く。)		1月	23, 100
	暗所視支援眼鏡	①視覚障害があって、当該用具の装用効果があり、必要と認めるもの 【意見書】 ②難病患者等(※1)で当該用具の装用効果があり、必要と認めるも の【意見書】		8年	395, 000

介護保険優先

65歳以上(特定疾病40~64歳)

	種目 障害及び程度		耐用年数	基準額	
	ストーマ用装具 (消化器 系、尿路系、消化器・尿路 系) (洗腸用具を含む。)	①ぼうこう機能障害があり、ストーマ造設しているもの ②直腸機能障害があり、ストーマ造設しているもの ③小腸機能障害があり、ストーマ造設しているもの ※一時的に造設している者を除く。		1月	<b>※</b> 3
排泄管理支援用具	紙おむつ等 【意見書】※初回のみ	自力での排泄又は介助による定時排泄が困難な者で、次のいずれかの 要件をみたすもの ①先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障害による高度 の排尿機能障害又は高度の排便機能障害がある ②先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害がある ③脳原性運動機能障害(出生からおおむね3歳未満で発症した非進行 性の脳病変によるものに限る。)により、排尿又は排便の意思表示が 困難である ④療育手帳の障がいの程度がA1・A2 ⑤両上肢機能障害1級かつ両下肢機能障害1級 ⑥体幹機能障害1級	原則として3歳以上 ※4	1月	12, 000
	収尿器	①下肢機能障害があり、高度の排尿機能障害があるもの ②体幹機能障害があり、高度の排尿機能障害があるもの		6 か月	8, 500
住宅改修に係る用具	居宅生活動作補助用具(※ 5)	①下肢機能障害 1 ~ 3級 ②体幹機能障害 1 ~ 3級 ②乳幼児以前の非進行性の脳病変による移動機能障害 1 ~ 3級 ③下肢機能障害又は体幹機能障害があり、肢体不自由のみで認定された障害等級が 1 · 2級 ④難病患者等(※1)であって、下肢機能又は体幹機能に障がいがあり、かつ、必要と認められるもの【意見書】	原則として学齢児以上		200, 000

## ※1 難病患者等

当該者の障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条に規定する特殊の疾病に起因する者

- ※2 頭部保護帽
- A スポンジ及び革を主材料に製作・・・・・・・・15,200 B スポンジ、革及びプラスチックを主材料に製作・・・36,750

※3 ストーマ用装具 ◎消化器系・・・・・9,500 ◎尿路系・・・・・・12,500 ◎消化器・尿路系・・・22,000

※4 紙おむつ
当該者がこの要綱による支給とは別に本市から紙おむつ等の購入費の助成を受けることができる場合又は当該者の家族が本市から紙おむつ等の支給を受ける
当該者がこの要綱による支給とは別に本市から紙おむつ等の購入費の助成を受けることができる場合又は当該者の家族が本市から紙おむつ等の支給を受ける ことができる場合は、当該助成又は支給を受けてなお紙おむつ等が不足しているときに限り、第3条の規定による申請を行った日の属する月から当該月が属する年度の3月までの月分の支給を行うものとする。

- ※5 居宅生活動作補助用具・・・次の①から⑥までに掲げる用具 ①手すり

  - ②床等の段差を解消するために必要となるもの
  - ③滑り止め及び移動円滑化等のために必要となる床、通路面等の材料
- ④引き戸等
- ⑤洋式便器等
- ⑥①から⑤までに掲げる用具の設置等をする上で必要となるもの